

誘致候補施設の効果等

誘致候補施設		政策目標等	地下鉄増客への寄与	波及効果等	税収への影響	現行の用途制限上の建築可否
文教分野	大学	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの学生を受け入れ、先見性や創造性、卓越した指導力をもつ人材を育成するとともに、集積された大学の知を新産業の創出や芸術文化の創造に活かすことにより、魅力と個性にあふれる「大学のまち・学生のまち」を目指す。 ■大学のまち京都・学生のまち京都推進計画（H21.2策定） ■大学施設整備支援等のためのガイドプラン（H22.3改定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイク・自転車の利用も想定されるが、一定の安定した増客が見込める。 ・新学部設置や他都市からの移転など市内学生数の増加であれば、増客に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 学生マンションや店舗等の立地が進む。 (+) 市内学生数の増加であれば、本市人口や市内消費額の増加が見込まれる。 (-) 違法駐車、駐輪問題が顕在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> △固定資産税－学校法人等が設置する学校は非課税 △法人市民税－国立大学法人・公立大学法人等の場合は非課税。学校法人等の場合も原則非課税 ×事業所税－国立大学法人、公立大学法人、学校法人等が設置する場合は原則非課税 	×
	美術館、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術とまちづくりを一体化させた取組を促進することにより、京都を魅力に満ち溢れた世界的な文化芸術として創生する ■京都文化芸術都市創生計画（H19.3策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日については一定の増客は見込めるが、平日はあまり見込めない。 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 店舗等の立地が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> △固定資産税－公益社団（財団）法人、宗教法人が設置する博物館法に規定する博物館は非課税 △法人市民税－博物館設置又は学術研究を目的とする公益社団（財団）法人の場合は原則非課税 △事業所税－博物館法に規定する博物館は非課税 	○
	ホール等				<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税－課税対象 △法人市民税－課税対象（公益法人等の場合は原則非課税） △事業所税－課税対象（公益法人等の場合は原則非課税） 	○ （観覧場等は×）
業務分野	オフィスビル（企業本社、事務所等）、スタジオ、研究所、工場等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都のまちに脈々と受け継がれてきた匠の技、企業のもつ優れた技術力、知の集積拠点である大学など、これまで築き上げてきた「京都力」を生かした「ものづくり」により、京都ならではの産業振興を進める。 ■新・京都市企業誘致推進指針（H20.7策定） ■京都市企業立地ガイド（H19.10策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の安定的な増客が見込める 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 雇用の場の確保が期待できる。また、研究開発拠点の立地により、付加価値の高いものづくりが期待できる。 (-) 周辺の住宅等に与える騒音や振動等の影響（工場等） 	<ul style="list-style-type: none"> △固定資産税－製造業の工場・研究所等については、建物・設備に係る固定資産税の2年又は5年分を実質的に免除（税額相当額を市企業立地促進制度補助金として交付） また、公益社団（財団）法人で学術の研究を目的とするものが、直接その研究の用に供する固定資産は非課税 △法人市民税－国立大学法人、公立大学法人、非課税独立行政法人等の場合は非課税 △事業所税－国立大学法人、公立大学法人、非課税独立行政法人等の場合は非課税 	○

誘致候補施設の効果等

誘致候補施設		政策目標等	地下鉄増客への寄与	波及効果等	税収への影響	現行の用途制限上の建築可否
商業分野	百貨店、ショッピングセンター、アウトレットモール等	<ul style="list-style-type: none"> 若者から高齢者まで幅広い年齢層の市民・観光客が安心して買物を楽しむことができ、意欲をもつ商業者が才覚を発揮して元気に頑張れる魅力あふれるまちづくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ■京都市商業集積ガイドプラン（H12.6策定） ■京都市商業ビジョン（H16.3策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の増客は見込めるが、大規模集客施設は、一般的に自動車利用を前提としており、法的にも周辺交通対策や駐車場対策等が求められるため、地下鉄の増客効果につながらないおそれがある。 市郊外から新しい顧客が取り込めるのであれば、大幅な増客につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 周辺に店舗の立地が進む。 (-) 車の渋滞が懸念される。 (-) 違法駐車，駐輪問題が顕在化する。 ※大規模集客施設の立地には，当該地域のみならず，広域的な影響がある（区・市域，近隣市町）。	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税一課税対象 ○法人市民税一課税対象 ○事業所税一課税対象 	△ (※注)
	レジャー・レクリエーション分野	劇場，映画館，演芸場，観覧場 遊園地，テーマパーク，温泉				<ul style="list-style-type: none"> 身近な文化・芸術の普及による賑わいを創出する。 新たな観光資源を創出する。
スポーツ分野	スタジアム，アリーナ等	<ul style="list-style-type: none"> 市民のだれもが，いつでも，どこでも，いろんなかたちでスポーツに親しめる環境づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ■京都市市民スポーツ振興計画（H13.6策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ビッグゲーム等の開催時は一定の増客は見込めるが，その他はあまり見込めない。 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 店舗（飲食店・コンビニ等）への経済波及効果が期待できる。 (-) 周辺の住宅等に与える観客等の騒音や振動等の影響 (-) 違法駐車，駐輪問題が顕在化する。 	×	
観光分野	ホテル，旅館	<ul style="list-style-type: none"> 京都観光における「量の確保」とあわせて、「質の向上」を図り、「旅の本質」を堪能できるまちをめざすため、「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ■未来・京都観光振興計画（H22.3策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の増客が見込めるが，観光バスや車の利用も想定される。 		<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税一課税対象 ○法人市民税一課税対象 △事業所税一課税対象（ただし，宿泊施設部分は1/2の控除あり） 	×

誘致候補施設の効果等

誘致候補施設		政策目標等	地下鉄増客への寄与	波及効果等	税収への影響	現行の用途制限上の建築可否
医療分野	病院	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康を守り支えるため、適切な保健・医療サービスが受けられる体制を構築する。 ■京都市民健康づくりプラン（H14.3策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の増客が見込めるが、車の利用も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> (-) 違法駐車，駐輪問題が顕在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> △固定資産税—下記施設の場合は非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団（財団）法人，公的医療機関の開設者，医療法人等が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産 ・健康保険組合等が所有し経営する病院及び診療所 △法人市民税—課税対象（ただし，公益法人で収益事業がない場合は，非課税） ×事業所税—非課税施設 	×
福祉分野	児童，高齢者，障害者等	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防や介護基盤の充実，障害のある方の自立支援の充実等，少子長寿化に呼応した福祉社会の構築や社会全体で子育てを支える「子育て支援都市・京都」の推進など，全ての市民が健やかに暮らせる社会づくりを推進する。 ■第4期京都市長寿すこやかプラン（H21.3策定） ■京都市未来こどもプラン（H22.3策定） ■支えあうまち・京のほほえみプラン（H20.10策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 増客はほとんど見込めない。 	<ul style="list-style-type: none"> (+) 地域高齢者福祉の充実，ボランティア受入先の確保，災害発生時の社会的弱者受入先の確保が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> △固定資産税—社会福祉法人等が保護施設，児童福祉施設，老人福祉施設，障害者支援施設，介護保険法の定める包括的支援事業，社会福祉事業の用に供する固定資産等は非課税 △法人市民税—社会福祉法人等の場合は，原則非課税 ×事業所税—非課税施設 	○

※注：大規模集客施設（店舗や映画館等の部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの）については，建築不可。また，商業集積ガイドプランにおいて，望ましい店舗面積の上限は8,000㎡としている。

*山ノ内浄水場用地の活用に関する問い合わせ状況

大学5件，商業関連1件，住宅関連1件，ゼネコン1件

*税について

固定資産税 市内に保有する土地，建物等の固定資産を対象とする市税であり，年税額は，固定資産の課税標準額（概ね評価額）の1.7%（都市計画税含む）。市税収入は年間約1,003億円（平成20年度）。

法人市民税 市内に事務所等がある法人等を対象とする市税で，「均等割」と国税の法人税の額に応じて課税される「法人税割」からなる。年税額は，均等割が資本金等の額と従業者数に応じて5万円～300万円，法人税割が課税標準となる法人税額の14.5%（中小法人等については12.3%）。市税収入は年間約428億円（平成20年度）。

※ 公益法人等については原則非課税となるが，国・地方団体等を除き，収益事業を行う場合は，収益事業部分（学校法人等の場合において90%以上が本来の事業に充てられるときは収益事業に含まない。）について課税される。

事業所税 市内で一定規模以上の事業を営む法人又は個人を対象とする市税で，事業所床面積に応じて課税する「資産割」と従業者給与総額に応じて課税する「従業者割」からなる。年税額は，資産割が事業所床面積1㎡当たり600円（延床面積1,000㎡以下は免税），従業者割が従業者給与総額の0.25%（従業者数100人以下は免税）。市税収入は年間約69億円（平成20年度）。